

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年9月29日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 農政水産部
2 監査対象年度 令和元年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について 農産物検査に係る地域登録検査機関の登録更新手数料について、証紙を貼付した書類を、月ごとに取りまとめ通し番号を記入し、袋とじにして保存できていなかった。また、このことについて、自主検査で見過ごされていた。（農業生産流通課）</p> <p>イ 支出について （ア）自家用車での出張において、通勤調整の考え方を誤って、旅費を支給しているものがあった。（農政課、畜産課、農業試験場、東讃農業改良普及センター、西讃農業改良普及センター）</p> <p>（イ）航空機を利用した県外出張の旅費精算報告において、旅客運賃の領収書を添付していなかった。また、そのために支給額が誤っていた。（東讃土地改良事務所）</p> <p>（ウ）物品の発注について、見積書を徴収しておらず、支出負担行為が遅延していたものがあった。また、物品購入伺を保存していなかった。（西讃農業改良普及センター）</p>	<p>ア 収入について 証紙を貼付した書類を直ちに袋とじにし、通し番号を記入のうえ保存した。 今後は、複数の職員により確認する。</p> <p>イ 支出について （ア）誤って通勤調整されていた旅費について、直ちに再計算を行い、追給及び戻入を行った。 今後は、決裁時に通勤調整内容の確認を十分にを行い、再発防止に努めるよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>（イ）未提出の領収書を直ちに徴収し保管するとともに、県外旅費の再計算を行い、追給を行った。 今後は、旅費の精算時に、領収書の添付を複数の職員によりチェックし、金額の確認を徹底する。</p> <p>（ウ）今後、物品購入の際は、見積書の徴収や物品購入伺の保存を徹底するとともに、支出負担行為が遅延することのないよう職員を指導した。</p>